

はじめに

21世紀に入り、知的情報化社会の到来、グローバル化の進展、並びにその結果としてのメガコンペティションの激化に伴い、自由競争社会における国際競争力の強化が各国共通の最優先課題となっている。

このような状況下、世界各国は、より強固な自国の存立基盤を築くため、中長期的国家戦略として教育を国づくりの根幹として位置付けて取り組んでいる。国家は明確な目標を示す一方、規制を極力排し、学校が競い合う環境を整備することにより、厳しい国際競争を勝ち抜ける人材の育成に努めている。たとえば英国では、教育委員会の民営化を通じて学力低下に歯止めをかけ、国際競争力強化を図る試みが始まっている。従来の「半日制」を柱としたゆとり教育路線を転換したドイツ、市場メカニズムを応用した公設民営のチャータースクールが全国拡大する米国など、教育改革はグローバルに進行中である。

戦後の日本の教育改革は、「人格の完成」を目指す教育理念に基づく1947年の教育基本法施行から始まり、1984年の臨時教育審議会設置と1987年の答申、数度に亘る学習指導要領の改訂、中央教育審議会への諮問と答申、2000年の教育改革国民会議答申と続いた。特に最近では、2001年12月の総合規制改革会議答申による文部行政の規制緩和、本年3月の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」に基づく教育基本法の見直し論議など、様々な教育改革に向けた答申並びに試みがなされてきた。しかし、それら教育改革の軌跡は必ずしも一貫したものではなかった。

「日本と教育を考える委員会」では、日本という国のあり方、目指すべき日本人像を踏まえ、それを実現するための教育のあり方について調査研究活動を行ってきた。その結果、「道徳教育の強化充実」、「自由化で多様な教育」、並びに「国際社会に通用するリーダーの育成」という3つの点を中心として教育改革を推し進めるべく、本提言書をまとめ、公表するものである。

1 . 基本認識

日本の国土は全世界の0.28%、米国と比べて1/25と土地が狭く、また、石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー資源や、鉄鉱や銅鉱をはじめとする各種金属資源などの地下資源にも恵まれない。さらに地理的には、極東というアジアの東の端に位置し、欧米からも距離のある位置、即ち国際的な政治・経済の観点からは必ずしも有利ではない場所に存在する。このような日本が国際社会の中で生きていくためには、自他相愛の精神に立って国際社会と協調し、世界に不可欠な存在として、日本の国の価値を高め、それを認められることが肝要である。それを可能にさせる日本として唯一と言ってよい資源は、識字率の高さからも言われるように、「人」である。

しかるに我国では、戦後・民主主義国家としての歩を進めて60年近く経つ今、憲法で保障されるところの機会の平等に止まらず、ともすれば結果の平等を重視し、また、それを求めようとするいわゆる「悪平等」の大きな弊害が出ており、能力ある者、努力した者が必ずしも報われない、歪な社会になっている。さらに、物質的には豊かになったものの、医療、福祉、教育、農業その他多くの分野に見られる画一的な諸制度や諸規制の増加により、社会全体が消極的となり活力を失いつつある。

昨今、青少年犯罪が人口比で増加しており、その内容も凶悪化している。（「データ・資料編」データ1参照）また、近年政界・経済界・教育界での不祥事は枚挙に暇が無く、社会的地位の高い人たちまでが数々の不祥事を引き起こしている。人事院の統計によれば、平成14年中に懲戒処分を受けた一般職の国家公務員は2,640人で、この10年間で約2倍に増えている。これらは、日本の社会全体における倫理観の欠如や公共心の希薄さが原因と思われる。言い換えれば、「私と公」即ち、私の場での利己心と公の場での人格性のバランスの欠如並びに、「個と全体」即ち集団から自立しつつ自己を中心として持つ個としての意識と、自分が所属する社会、集団全体における規律性やそこへの帰属心への意識とのバランスの欠如を示していると言える。

一方、世界においては、情報革命に伴う「知的情報化社会」の到来、交通通信技術の発展と自由市場経済の拡大に伴う国際的な財貨、資本、技術、知識の流動化と政治経済、社会文化的接触と相互依存の深化といったいわゆる「グローバルイゼーション」の進展、並びにその結果としての「メガコンペ

ティション」が激化している。さらに日本においては、15歳未満の子供の人口並びに労働者人口が減少する一方、65歳以上の人口が増加するという「少子高齢化」が進むと同時に、構造改革の推進や国民の価値観の多様化に対応した社会システムの変革に伴う雇用の多様化、官営の事業について可能な限り民営化を図ろうとする、「官から民」への動き、中央から地域へという地方分権の動き等、未曾有の社会変革が起こりつつある。このような状況において、今まさに日本では新時代の国づくりとそれをリードする指導者が求められている。

かかる現状下、教育が国民の未来、国の行く末を左右する重要課題であることは自明であり、また、他国において、国家戦略としての教育改革が急速に進行しつつある中、日本としても、上述のような新たな時代認識を踏まえた上で、明確な国家像、日本人像に基づく国家戦略としての教育が強く求められている。内閣総理大臣は、このような教育の重要性を深く認識し、国づくりの根幹として教育を位置づけるべきであり、自らがリーダーシップを発揮し、教育改革に積極的に取り組むべきである。

2 . 日本のあり方

基本認識にあるように、今後の日本の教育を考えるときに、まずは日本のあり方、日本として目指すべき国家像と、そのような国家を支える日本人像の面から考えてみる。

§ 目指すべき国家像

国際社会から信頼される、活力ある自由競争社会

日本が生きていくためには、自他相愛の精神に立って国際社会と協調し、世界に不可欠な存在として、日本の国の価値を認められることが肝要であることは、基本認識で述べたとおりである。日本がその価値を認められるためには、以下に述べる国家像・社会像、つまり国際社会から信頼される、活力ある自由競争社会、を築いていかなければならない。

宗教観や価値観の多様性を尊重しつつ、和の精神に基づく行動様式を持つ国

日本には、仏教、神道、キリスト教、その他日本古来の宗教や外来の宗教など、様々な宗教が存在する。さらには、自然崇拜、祖先崇拜といった宗教心がある。そのため、宗教並びに宗教心に伴う宗教観や価値観は多様なものではあるが、日本人は、それらの多様性を尊重しつつ、和の精神、即ち対立や意見の相違を乗り越えて、皆がまとまり、仲よく、協力しあおうとする意識に基づく行動様式を持っている。これは、日本が世界に誇れる特性の一つと言え、今後も維持していくべきものである。

機会の平等と自己責任を原則とした自由競争社会

憲法で保証される機会の平等、即ち教育の機会をはじめとする様々な権利が平等に与えられる一方、権利に伴う義務や、結果に対しての自己責任を全うすることを原則とする自由競争社会が、日本として目指すべき国家像の一つである。

経済的繁栄を持続し、科学技術と環境重視で世界文明の進歩をリードする国

人類の幸福と世界の平和を可能ならしめる源泉は富である。日本はその富を与えられる側でなく、生み出し続ける国でありたい。経済的繁栄を持続し、得意とする科学技術を活かしつつ、地球環境の保全にも努めながら、広く世界全体の文明の進歩に貢献し、それをリードし

てゆく国たらねばならない。

途上国経験を有する先進国、東西文明の結節点という立場で世界平和と貧困撲滅に貢献する国

日本は、第二次世界大戦後の困窮する経済状況を克服し、目覚ましい経済発展により、途上国から先進国への仲間入りを果たした。さらに日本は、長きに亘り東洋文明を謳歌した後、明治維新における脱亜入欧により、東西双方の文明を理解し得る云わば結節点の立場にある。日本は、そのような立場を活かし、世界の平和と貧困の撲滅に大きく貢献してゆくことが求められている。

§ 国家を支える日本人像

上記に描く国家像の実現を担い、国家を支え得る、求められる日本人像は以下の通りである。

日本の心をもちグローバルに活躍する日本人

求められる日本人像を端的に云えば、精神的・道徳的にすぐれた品性・人格、即ち「徳」と、歴史・伝統・文化・自然を理解・尊重する「日本の心」を持ち、日本のみならず広く世界中でグローバルに活躍する日本人であり、より具体的には以下の通りである。

徳と公共心を身につけ、歴史・伝統・文化・自然を尊重し、国に誇りと愛を抱く日本人

精神的にすぐれた品性・人格たる「徳」と、公共の利益のために尽くそうとする精神、即ち公共心を身につけていることが、まず人として求められる。それに加え、歴史・伝統・文化・自然を尊重し、日本という自らが生まれ育った国に対する誇りと愛しむ心を持つ人が求められる日本人像の一つである。

一人ひとりが自立した個人として、その個性と能力を活かし、さまざまな分野で活躍する多彩な日本人

一人ひとりが自己の権利と義務を自覚し、自己責任を基本としつつ、自立した個人として自由に、自らの持つ個性と培った能力を十分に発揮し、さまざまな分野で多様な活躍ができる、世界中の人があこがれるような、多彩な日本人がもう一つの求められる日本人像である。

豊かな創造性・構想力・実行力を備えたリーダーとして、グローバルな視野から国家戦略を体現できる日本人・世界の発展に貢献できる日本人

基本認識で述べた如く、今まさに未曾有の社会変革が起こりつつある。このような変革の時代の国づくりにおいては、従来のような欧米への模倣から脱却し、日本自身が独自の文化、技術、社会システムを構築することが必要である。そうすることで、結果として日本は世界の発展に寄与していくことができると思われる。

そのために、リーダーとして、高い見識、モラル、日本人としての誇り、国を思う心をベースに、特に豊かな創造性・構想力・実行力を備え、国家戦略を体現でき、あわせてグローバルな視野から世界の発展に貢献できる人材が求められている。

従って、本提言書におけるリーダーとは、特に国づくりに資する行動を率先して実行し、他者を導く力を持つ者とする。

3 . 教育の現状 (参考 : 「データ・資料編」日本の教育の変遷、他国の現状)

戦後教育

戦後教育は、「教育の民主化」の進展という点で一定の役割を果たした。明治以降終戦に至るまでの教育は、天皇を中心にした国家主義の教育観と法律(注1)に基づく、天皇の臣民としての教育であった。戦後は、憲法(注2)並びに学校教育法(注3)により、教育が、天皇ではなく国民のための教育へと転換した。言いかえれば、国民各自が一個の人間として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をするという固有且つ平等の権利として認められることになったものである。

また、戦後教育は、均質な労働力の供給を通じて高度成長時代に象徴される日本の発展を支えたという意味でも、多くの貢献をもたらした。

(注1) 例：明治19年施行の諸学校令

(注2) 憲法第26条において、「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定められている。

(注3) 学校教育法において「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と定められている。

道徳教育の退化

反面、従来教育への反省から、たとえば学習指導要領には道徳教育の必要性は謳われてはいるものの、その目標が人間尊重などに置かれ、いわゆる徳育・伝統の尊重・公共心の涵養は、目標から外されている。また、実際の授業でも、徳育を通じて祖国の伝統を伝えることよりも、反戦・反公害・人権擁護などに重点がおかれた。それら、反戦・反公害・人権擁護についての教育そのものは意義のあるものではあったが、言わば歴史の糾弾と個人の権利尊重に過度に重きがおかれることとなり、その結果、愛国心・国民としての誇り・公共心を欠いた日本人の増加をもたらした。また、道徳を通じて形成される価値観と判断力が未成熟なため、変化に臨んで意志的な選択をなす能力が弱まっており、自立心・向上心を欠いたモラトリアム人間、即ち、自己形成の状態にとどまり、既成の大人社会に同化できないでいる人間が増加している。(「データ・資料編」データ2参照)

社会の教育力低下

高度成長時代以降、物質的に豊かな時代が続き、少子化による大学全入時代の到来（「データ・資料編」データ3参照）とも相俟って、社会の相対的低階層の若者を中心に、上昇志向が失速し、学ぶ意欲・忍耐力・学力が低下している。（「データ・資料編」データ4参照）また、戦後世代が親となるに至って、家庭・地域の教育力も弱まった。さらに、少子化により第一子での親の子育て経験が第二子以降活かされることが少なく、経験不足のまま子育てを完了してしまっていることを背景とした、家庭教育における親の未熟さがある。核家族化や地縁的なつながりの希薄化により、子育てについて相談する相手が少なくなり、子育ての知恵が伝わりにくくもなっている。その結果、自分勝手に社会生活に対応できない子供が増え、教育現場では、いじめ・不登校・中途退学・学級崩壊が問題となっている。（「データ・資料編」データ5参照）

選択肢の限界

教育基本法並びに学校教育法において、学校の設置者は、国、地方自治体、学校法人に限定されている。また、義務教育においては、学校教育法施行令に規定される学校の指定、いわゆる学区制が存在する。平成9年の文部省初等中等教育局長の「通知」により、弾力的な運用が勧められたものの、実態としては多くの学区で通学校の選択は認められていない。特色ある私立学校の設立や、学部・学科の新設なども、学校設置基準や私立学校法に定める諸規制によって事実上規制されている。米国で見受けられる様な、生徒による担任教師の選択権も無い。学制は、戦前とは異なり、基本的には6・3・3・4制を基本とする単線式のものとなっている。（「データ・資料編」データ6参照）

つまり、法律、規制により、いわゆる護送船団的に学校や教師は守られると同時にその活動は制約されており、結果、学校間、教師間には競争が無く、また、本来の受益者たるべき国民、即ち保護者や児童・生徒には、学校や教師についての選択肢が十分に無い。従って、児童・生徒や保護者の側には教師に対する期待や信頼感が醸成されず、教師の側にも選ばれたという責任感も無い。

必定、授業内容は最大公約数的なものとなり、生徒各自が持つ多様な能力・個性の伸長が図られずに終わっている。また、通信簿や運動会での競技において各児童・生徒の能力差を表面化させず、正当な評価を避けるなど、憲法で定める機会の平等にとどまらない、悪平等とも言える過剰な「結果の平等」主義教育も見られる。

リーダーが生まれない教育

長い間、暗記型知識を問う教育が続いたため、先見性に基づいた課題設定力・普遍的な説明能力・創造性などを体現する、時代に合った人材が不足している。いわゆる受験戦争を勝ち抜いた秀才が閉鎖的な出世コースを歩むのみで、実社会の常識から遊離した思考・判断・行動をとるようになってきている。国家としての全体最適に目を向け、責任と義務を強く自覚し、困難な仕事を自ら引き受けようとする、志の高いリーダーが輩出しない。

4 . 提言

3 . 「教育の現状」に記述した日本の教育にかかわる諸問題を踏まえつつ、2 . 「日本のあり方」の「国家を支える日本人像」に列記した求められる日本人を育成するために、内閣総理大臣をはじめとする教育行政関係者は、以下の諸点に基づく教育改革を、国の最重要施策として実行すべきである。

提言 1 : 道徳教育の強化充実を ~ 家庭と学校の連携で

道徳とは、ある社会において人々がそれによって善悪・正邪を判断し、正しく行為するための規範の総体である。「基本認識」並びに「教育の現状」でも述べたように、社会的地位の高い人たちまでが数々の不祥事を引き起こし、また、自分勝手に社会生活に対応できない子供が増え、教育現場では、いじめ・不登校・中途退学・学級崩壊が問題となっている。このような状況にある今、道徳教育の強化・充実が喫緊の課題であり、そのための具体的な施策として、以下の各項目を提言する。

現在の教育基本法第一条においては、教育の目的として、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定められている。しかし、前述の「国家を支える日本人像」に記述する、これからの日本において求められる日本人を多く輩出するためには、かかる教育の目的では不十分であり、「日本を愛し、日本の歴史・伝統・文化・自然を尊重し、徳と公共心を持ち情操豊かな国民を育成すること」を付加することを提言する。

現行の教育基本法においては、社会教育（第7条）、政治教育（第8条）、宗教教育（第9条）など、教育にかかわる重要項目についてはそれぞれ単独の条項を設け、基本的な事項を定めているが、「道徳教育」に関する規定は存在しない。道徳教育の重要性に鑑みて、「道徳教育」という一つの条項を設け、道徳教育の重要性を謳うと共に、特に道徳教育の重要な一翼を担うべき家庭における保護者による道徳教育遂行の責任を明確化することを提言する。

内閣総理大臣は、まずは自らが教育の重要性を深く認識すると共に、

その施政方針演説などにおいて、国づくりの根幹として教育を位置づけるべきである。とりわけ基本中の基本ともいうべき道徳教育の重要性とその強化・充実の必要性に鑑み、内閣府設置法に基づき「道徳教育刷新臨時会議（仮称）」を設置し、以下の事項を中心とする道徳教育のあるべき姿を諮問することを提言する。

- ア． 家庭と学校における道徳教育の役割分担の明確化と総合的な道徳教育の推進体制
- イ． 学校教育における道徳教育の内容（教材の整備のあり方を含む）
- ウ． その時間配分（例：現行の3～4％から5％程度への引き上げ）
- エ． 道徳教育にかかわる教員免許のありかた
- オ． 家庭における道徳教育の推進施策と体制（下記 を参照しつつ）

家庭の教育力低下という現状と、家庭における道徳教育を含む家庭教育強化の必要性に鑑み、保護者に対する家庭教育強化に向けた教育を押し進めなければならない。社会教育法においては、家庭教育を含む社会教育推進の責任主体は国並びに地方公共団体と定められている。従って、国及び地方公共団体は、各学校（幼稚園を含む）並びに各地域で実質的に機能するPTA、教育関係NPO、学校の同窓会などの関連団体と連携しつつ、「家庭教育協議会（仮称）」を設置し、未就学児を含む全児童の保護者に対する家庭教育振興に向けた啓発活動を推進することを提言する。具体的な啓発活動の内容としては、文部科学省が発行する「新家庭教育手帳」を教材としつつ、乳幼児や小・中学生を持つ親を対象とした「子育て学習」を、各地方公共団体が各学校・各家庭並びに上記関連団体と連携しつつ、各地域の公立小・中学校を主会場として実施することが考えられる。

提言2：自由化で多様な教育を～社会に選ばれる学校が存続

一人ひとりが自立した個人として、その個性と能力を活かし、さまざまな分野で活躍する多彩な日本人を輩出するためには、以下に提言するようなさまざまな切り口での教育の自由化を図り、それにより多様な教育を実現することが肝要である。さまざまな規制により、学校間の競争が排除され、競争力のない学校までもが護送船団的に守られ存続している。教育の自由化により、学校間の競争が促進され、結果として社会に選ばれる学校が存続し、そうでない学校が淘汰されることは自然の理である。また、教師についても、能力

主義・市場原理・競争原理を導入し、社会に評価される教師がより活躍できる教育システムを構築せねばならない。

以下の如き教育関連の諸規制を可能な限り廃止し、学校の存廃は自由競争に委ねることを提言する。

(1) 学校の設立主体と設立行為、学部・学科などの新設・改廃の自由化

教育基本法並びに学校教育法においては、学校の設立主体は国、地方公共団体の他、学校法人のみに限定されている。さらに、設立行為、学部・学科などの新設・改廃なども学校教育法により規制され、大学や高等専門学校は文部科学大臣、市町村の設置する高等学校、中等教育学校は都道府県の教育委員会、私立の小・中・高等学校等は都道府県知事による認可をも受けなければならない。一部構造改革特区の教育関連特区においては、試験的に株式会社、NPO等への学校経営の解禁はなされてはいるが、それら事項の全面的な自由化が望まれる。

(2) 学校設置基準の廃止

学校教育法第3条において、「学校を設置しようとするものは、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められている。たとえば小学校設置基準においては、一学級の児童数（40人以下）、学級の編成、教諭の数、校舎及び運動場の面積、校舎に備えるべき施設、校具及び教具に至るまで、事細かく規定され、規制されている。多様な教育の実現を考えたとき、これら学校設置基準の廃止は不可欠である。

(3) 学制の多様化

戦前とは異なり、戦後の学制は基本的には6・3・3・4制を基本とする単線式のものとなっており、教育の画一化の一つの要因とも言える。（「データ・資料編」データ6参照）多様な教育の実現には、学制に関しても多様化を容認すべきである。

(4) 公立校の学区の全市、全県一区制化

義務教育においては、学校教育法施行令に規定される学校の指定、いわゆる学区制が存在する。平成9年の文部省初等中等教育局長の「通知」により、弾力的な運用が勧められたものの、実態としては多くの学区において通学校の選択は認められていない。公立の高等学校も含めて、当該校の設立主体である地方公共団体（県・市・町・村）内の学校選択の

自由を生徒側に認め、公立校においても競争原理を導入し、学校間の競争を大いに促進すべきである。

(5)教育委員会の廃止を含む見直し

社会教育法、地方教育行政法により、地方公共団体における教育行政の事務は教育委員会に委ねられている。しかし、教育委員会によっては必ずしも十分に機能していないのが実態である。各地方公共団体は、教育の自由化と競争原理の導入の観点から、傘下の教育委員会の実態を踏まえ、その廃止も含めた教育行政全体の見直しを図り、新たな時代のニーズに即した教育行政の体制を再構築すべきである。また、国は、かかる地方公共団体での教育委員会の見直し並びに廃止をも可能とすべく、社会教育法、地方教育行政法の改正を推し進めるべきである。

日本では、教師の免許状については、教育職員免許法等により規定されており、普通免許状（注４）、特別免許状（注５）、並びに臨時免許状（注６）に大別される。

特別免許状は、社会人の活用を図り、学校教育の活性化を図ることを目的として、１９８８年の教職員免許法の改正により創設されたものである。また、「特別非常勤講師」も創設され、一部の教科について教員免許状を持たない社会人が担当できるようになった。このような特別免許状並びに特別非常勤講師の制度は、学校教育の活性化並びに競争原理の導入の面で望ましいものであり、それら免許制度のさらなる弾力的運用の推進が望まれる。

また、普通免許状は、一旦付与されると、何らの更新手続きも要せず、退職時まで維持し得る。近年、一部には基礎学力に欠ける教師や、指導力不足の教師に対する分限免職の例も見受けられるが、普通免許状を有し、言わば身分を保障された多くの問題教師が放置されている。能力主義・市場原理・競争原理の導入を図り、有能で社会に評価される教師がより活躍できる教育システムを構築せねばならない。そのためには、普通免許状の有効期間の有限化（たとえば１０年）と試験による更新制度の導入並びに教師の評価基準の明確化と外部評価制度の導入等による教師評価制度の構築が強く望まれる。

なお、学校の適切な運営管理を校長が主体的に行うためには、校長の権限強化が不可欠である。教師の評価制度を確立し、校長が最高責任者としてその評価にあたることにより、組織としての一体性が高められるであろう。

- (注4) 普通免許状は、学校の種類ごとの教諭の免許状であり、中学校と高等学校の教員の普通免許状は各教科について授与され、すべての都道府県で効力を有する。また、その授与条件は、法令の定める基礎資格を有し、単位を修得した者または教育職員検定の合格者である。
- (注5) 特別免許状は、学校の種類ごとの教諭の免許状であり、各教科につき教育職員検定の合格者に授与され、5～15年の所定期間、授与権者の都道府県に限り効力を有する。
- (注6) 臨時免許状は、普通免許状を有するものを採用できない場合に限り、教育職員検定の合格者に授与され、3年間、授与権者の都道府県に限り効力を有する。

現在の義務教育システムにおいては、前述のように学区制により基本的に学校の選択権は無いに等しい。また、教科についても、生徒並びに保護者の希望に基づく取捨選択は認められていない。さらに教師についても、たとえば指導力に劣る教師への生徒並びに保護者による拒否権や選択権は無い。能力主義・市場原理・競争原理の導入を図り、教育を受ける者には、学校、教科、教師の選択権を認めるべきである。但し、その結果は自己責任とすることが前提である。

個人や法人が、私立学校を経営する学校法人並びに国・公立学校(国・地方公共団体)に対して供与する寄付金(特定寄付金という)は、必ずしも全額が所得税法上の所得控除を受けることはできない。たとえば個人による特定寄付金の場合には、 $[(\text{所得金額の}25\% \text{又は特定寄付金の額のいずれか少ない金額}) - (1\text{万円}) = (\text{寄付金控除額})]$ となり、必ずしも全額が控除されない。また、法人においても特に私学(学校法人)に対する寄付金については、損金算入の限度額が設けられており、全額控除は認められていない。自由で多様な教育の実現のためには、私立・公立学校に対する寄付金(特に私学への寄付金)は、全額、所得からの控除を可能とする一方、そのような所得控除を認めることを前提として私学補助金制度を見直し、可能な限り補助金を削減すべきである。

生涯学習とは、人々が、学校教育だけではなく、生涯にわたり学び続

けることを通じて、自ら課題を見つけ、自ら学び考える力や豊かな人間性をはぐくみ、新しい知識や能力を主体的に獲得していくことである。社会環境が大きく変わりつつある中、日本が創造的で活力に満ちた豊かな国家として国際社会の中で発展してゆくためには、個性豊かで創造性に富む人材を育成することが不可欠である。国、地方自治体は、上記の各提言事項を実行し、教育の自由化を推し進めることにより、各学校が自由にその強み、特徴を活かしつつ、広く地域の住民の人生の各時期における様々な学習ニーズに応えうる多様な生涯学習の課程を提供出来るよう、環境の整備に努めなければならない。

なお、世の中一般に、数学・英語・国語など、受験科目に指定される教科については、主要教科、即ち重要であると認識され、音楽・美術などは受験科目でないため、副教科、即ち重要でないと受け止められるケースが多い。本提言の趣旨である「自由化で多様な教育」が実現すれば、その傾向も無くなるのではないだろうか。実際、アート（音楽・美術）、ドラマ、ディベートに代表される情操や説明能力などは、今後国際社会で活躍し国家を支えていく人材にとって、非常に重要な能力である。

当委員会では、2002年11月に、日本でいちばん自由な学校としての教育を実践しているといわれる、「きのくに子どもの村学園」（和歌山県橋本市）を訪問し、自由教育の実践状況を視察した。同学園では、「自由な子ども」を育てるという目標を実現するために、自己決定の重視：生活と学習の全面で自己決定と自由選択の導入、個性の尊重：個人の違いを大切にし、活動と学習の多様性を保障、体験から学ぶ：身近な課題に取り組み、多方面の興味と知識を育てること、を3原則に掲げ、プロジェクト、基礎学習、自由選択と集会、個別学習という学習形態を設定し、「教科の壁」、「学年の壁」、「地域社会との壁」、「職員間の壁」の無い教育を実践している。今後、各方面で教育の自由化とそれによる多様な教育の実現を図ってゆくにおいては、大いに参考になるものと思う。（「データ・資料編」6．きのくに子どもの村学園視察記参照）

提言 3 : 国際社会に通用するリーダーの育成を

国際社会と競い合いつつも共存していかなばならない日本においては、今まさに本提言書の「国家を支える日本人像」にて述べたような、国際社会に通用するリーダーが強く求められている。今後日本においてこのようなリーダーを

育成し、輩出してゆくために、以下の３点の提言を行う。

まず、リーダー教育の重要性に鑑み、教育基本法に、第７条「社会教育」、第８条「政治教育」、第９条「宗教教育」と並んで「リーダー教育」という一つの条項を設け、その重要性を謳うと共に、リーダーとしての高い「志」を抱くこと並びに、日本を代表する者として国際社会において堂々とその見識を述べ得るよう、まずは日本と世界の歴史・伝統・文化に対する見識を培うことを求めるべきである。

国際社会に通用するリーダーには、異文化・異分野経験による広い視野が求められる。そのためには、たとえば有為の人材の海外への留学や、国際機関への出向を積極的に推進すること、並びに「政産官学」間、省庁間の人材交流を活発化させることなどが望まれる。そのような施策により、異文化・異分野経験による広い視野を持った人材の輩出に努めるべきである。

日本の発展の一翼を担う産業界においても、リーダーとしての力量を持つ人材の輩出に努めるべきである。そのために、まず企業は、知識・教養のみならず、リーダーシップ、チャレンジ精神、創造性、倫理観等、求める人材像を、その採用並びに人材育成方針においてより強く、明確に打ち出すべきである。それとともに、国際的に通用するリーダーを育成すべく、特に海外事業場への出向責任者に対し、日本の歴史・伝統に関する良き説明者たり得るよう、社内教育に努めるべきである。

当委員会では、２００３年３月、松下政経塾塾長並びに卒塾生２名を講師として、「国際社会に通用するリーダー教育」をテーマに講演会を開催した。同塾において、塾生が学んだことは、日本の国をどう変えるのか、人間というものをどう学んでいくか、ということであり、それを言い換えると、「志」、「思い」を如何に持つかということになるとのことであった。リーダーとしての「志」の大切さを示唆するものである。

おわりに

～ 提言 1 ～ 3 の内容を含んだ教育基本法の抜本的見直しを～

現在の教育基本法が公布された昭和 22 年から 8 年経過した昭和 30 年、鳩山内閣の文部大臣清瀬一郎氏が、また昭和 35 年、池田内閣の文部大臣荒木萬寿夫氏が、異口同音に「教育基本法の内容自体は結構だが、伝統的な徳目を備えた立派な日本人をつくるという観点が乏しく、どこの国の教育基本法だかわからない」という趣旨の発言をしている。21 世紀に突入した今日の日本が抱える諸問題の根本的原因を早くも指摘しているような趣きがある。

その後、教育基本法を改正しようとする特段の動きも無いまま、平成 12 年の「教育改革国民会議」での教育基本法改正の議論や、平成 13 年の中央教育審議会に対する「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方」についての文部科学大臣諮問、平成 15 年 3 月の答申まで、実に約半世紀の歳月を閲した。

清瀬、荒木両大臣の指摘の鋭さを検証するには充分すぎるほど、近年、政治家、高級官僚、企業トップの不祥事を見た。教育現場でのいじめ、不登校、無気力、学級崩壊なども報じられた。もはや、ためらいは許されない。一刻も早く、道徳心の涵養、教育の自由化並びにリーダー教育を重要視する方向で、教育基本法の改正が国会で審議されるよう望むところである。

平成14・15年度 日本と教育を考える委員会 活動状況

平成14年

(講師の肩書きは講演日現在のもの)

- 6月17日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 7月16日 スタッフ会
「今後の委員会活動の進め方について」
- 7月22日 正副委員長会議
「日本と教育の問題を考える背景」
講師 学校法人 清風学園
専務理事 平岡龍人氏
- 8月27日 正副委員長会議
「研究課題に対する論点整理と今後の委員会活動について」
- 10月4日 講演会・常任委員会
「国のあり方～日本人の精神構造～」
講師 国際日本文化研究センター
所長 山折哲雄氏
- 10月15日 正副委員長会議
「国家・国民のあり方の確認と教育のあり方の討議」
- 10月22日 スタッフ勉強会
「日本の教育の変遷と他国の(教育の)現状」
講師 神戸大学発達科学部
教授 船寄俊雄氏
- 11月8日 講演会
「日本と教育を考える」
講師 参議院議員 中曽根弘文氏
- 11月14日 スタッフ会
「委員会テーマの論点整理について」
- 11月28日 「きのくに子どもの村学園」視察
- 12月18日 スタッフ会
「正副委員長会議の事前資料の検討～
日本のあり方(「目指すべき国家像」及び「日本人像」の確認)
教育のあり方(「教育の現状」論点と「提言」案)」
- 12月25日 正副委員長会議
「国のあり方及び日本人像の確認と教育のあり方について(論点整理)」

平成15年

- 1月27日 スタッフ会
「提言書フレームワーク案検討」
- 2月 3日 正副委員長会議
「提言書フレームワーク案検討」
- 3月10日 講演会
「国際社会に通用するリーダー教育」
講師 松下政経塾 塾長 関 淳 氏
前衆議院議員 吉田 おさむ 氏
松下政経塾第20期塾員 畠中 光成 氏
- 6月24日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 7月23日 スタッフ会
「本年度の活動計画、 提言書フレームワーク案検討」
- 7月31日 正副委員長会議
「本年度の活動計画、 提言書フレームワーク案検討」
- 9月12日 正副委員長会議
「提言書フレームワーク案検討」
- 10月 8日 講演会・常任委員会
「日本の教育改革のあり方～教育基本法の改正を踏まえて～」
講師 文部科学省 生涯学習政策局
政策課長 布村 幸彦 氏
- 10月15日 スタッフ会
「提言書フレームワーク最終案検討」
- 10月31日 正副委員長会議
「提言書文案検討」
- 11月17日 常任委員会
「提言書最終案検討」

11月26日	常任幹事会にて提言(案)「国づくりの根幹としての教育を考える ～教育の基本の見直しと自由化を～」を報告
12月18日	幹事会にて提言(案)「国づくりの根幹としての教育を考える ～教育の基本の見直しと自由化を～」を報告
12月22日	提言「国づくりの根幹としての教育を考える ～教育の基本の見直しと自由化を～」を記者発表

平成15年度 日本と教育を考える委員会 常任委員会名簿

(敬称略)

委員長	松下 正幸	松下電器産業	副会長
副委員長	平岡 龍人	清風明育社	理事長
	柴田 俊治	朝日放送	会長
	岡田 信吾	日本生命保険	専務
	佐藤 義雄	住友生命保険	常務
	石黒 和義	日本ビジネスコンピューター	社長
	足立 一郎	関西総合環境センター	相談役
	柳本 行雄	生活科学研究所 四天王寺国際仏教大学	所長 学長
	結城 淳一	西日本電信電話	副社長
	福西 啓八	福西歯科口腔外科・労働衛生医事務所	院長・所長
	佐藤 潤	昭和丸筒	社長
	中田 幸子	アダマント	社長
	酒井 朋久	サントリー	常務
	常任委員	池田 正英	国際労務管理財団
石部 修平		荒川化学工業	会長
奥田 吾朗		大阪国際学園	理事長
隈崎 守臣		コングレ	社長
辻 徹		関電情報システム	会長
西野 敏克		大林組	専務
原田 耕治		西島製作所	会長
牧 美喜男		朝日監査法人	代表社員公認会計士
宮住 光太		ダイキン工業	経営企画室調査担当部長

スタッフ	宮本 秀一	松下電器産業	秘書グループ企画渉外部長
	和田 克之	松下電器産業	秘書グループ 企画渉外課長
	神原 勝彦	松下電器産業	秘書グループ 企画渉外課長
	平岡 憲人	清風明育社	専務理事
	小関 道幸	朝日放送	社長室局次長（経営企画担当兼 関西プロデューサー担当）
	星野 太児	日本生命保険	企画広報部課長補佐
	穂宗 一郎	住友生命保険	総務部秘書役
	松尾 佳子	日本ビジネスコンピューター	西日本ソリューション事業部営業推進 本部営業推進担当
	高橋 文雄	関西総合環境センター	企画総務部企画チーム チームマネージャー
	下村 憲司	生活科学研究所	研究調査員
	大関 雅弘	四天王寺国際仏教大学	教授・教務部長
	大野 敬	西日本電信電話	総務部企画担当主査
	福西 優美子	福西歯科口腔外科	歯科医師
	島田 幸司郎	昭和丸筒	総務経理部専門部員
	三浦 大輔	サントリー	経営企画部課長
	渡邊 建史	アダマント	マネージングディレクター
	三ヶ島 秀典	アダマント	チーフディレクター
代表幹事スタッフ	村田 省三	アートコーポレーション	専務
	平山 誠一郎	大丸	経営計画本部経営企画部担当部長
	窪井 悟	大丸	経営計画本部経営企画部担当課長
	山田 清	大丸	管理本部人事部部長
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	野畑 健	関西経済同友会	企画調査部
	蜂谷 由佳	関西経済同友会	企画調査部